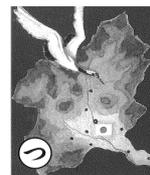




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年6月1日（火） 号外（第1号）

目次

	ページ
<b>規 則</b>	
○群馬県行政組織規則の一部を改正する規則（総務課）	2
<b>訓 令</b>	
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令（総務事務管理課）	2

■ 規 則

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年六月一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第百二十三号

群馬県行政組織規則の一部を改正する規則

群馬県行政組織規則(昭和三十二年群馬県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項の表新型コロナウイルスワクチン接種推進局の部ワクチン接種推進課の項中「接種センター第一係、接種センター第二係」を「市町村連携係」に改め、同部に次のように加える。

県営ワクチン接種センター運営課	接種センター第一係、接種センター第二係、 人材確保係、予約調整係、契約調達・調整係
-----------------	--

第十三条の三ワクチン接種推進課の項第一号中「限る」を「限り、県営ワクチン接種センターの設置及び運営に関するものを除く」に改め、同条に次のように加える。

- 一 県営ワクチン接種センターの設置及び運営に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 訓 令

群馬県訓令第十二号

県 庁  
地域機関  
専門機関

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令

群馬県公文書管理規程(令和三年群馬県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表健康福祉部の項中

「ワクチン接種推進課

」を

「ワクチン接種推進課  
県営ワクチン接種センター運営課

」に改める。

この訓令は、公布の日から施行する。

「県庁  
」

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---